

## 短期入所（併設型 兼 空床利用型）

### 基本的なサービス利用料金（1日あたり）

利用者の障害支援区分	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）利用料金 ※1	9,020 円	7,660 円	6,330 円	5,690 円	4,970 円
福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）利用料金 ※2	5,880 円	5,150 円	3,100 円	2,340 円	1,680 円

加算項目	全障害支援区分共通
食事提供体制加算（該当する方） ※収入が一定額以下の方に対して、食事を提供した場合	480 円
栄養士配置加算（Ⅰ） ※栄養士を1名以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合	220 円
短期利用加算（連続利用 30 日以内） ※利用開始から 30 日以内の期間について加算	300 円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1 月あたりの報酬全体に対する割合を算定する） ※福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られている場合	6.9%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1 月あたりの報酬全体に対する割合を算定する）	1.9%

❖表 1 に該当する方は、上記サービスの利用者負担額が軽減されます。（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が 1 か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が 0 円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は 0 円になります。）

※1・・・ 短期入所サービス（Ⅰ）は利用の初日、利用中及び最終日に他の日中活動系サービスを利用しない場合。

※2・・・ 短期入所サービス（Ⅱ）は利用の初日、利用中及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合。

（2）介護給付費対象外サービス利用料金（以下のサービスについては、実費等の料金を負担していただきます。）

サービスの種類	金額		
食事の提供①（短期入所利用の方で食事提供体制加算非該当の方 1食あたり）	朝食	昼食	夕食
	450 円	500 円	500 円
食事の提供②（短期入所利用の方で食事提供体制加算該当の方 1食あたり）	朝食	昼食	夕食
	250 円	300 円	300 円
水道光熱費（短期入所に係る居住費、1日あたり）	325 円		
特別な行事食	実費		
おやつ代（週 4 回、月、火、木、土の 15 時に提供されるもの 1 回）	66 円		
日用生活品等購入費（個別的で共有できないもの）	実費		
創作活動に係る材料代や行事・外出に係る費用	実費		
送迎サービス	送迎は行わないものとします。		

その他6の(3)に記載したサービス提供に係る費用

実費

- ❖ 食事の提供に係る費用に関して、利用の変更や急なキャンセル等があった場合は、次のように定めます。  
利用予定日の前日15時までに食事変更の申し出をいただければ、食べない場合の利用負担は求めません。当日の急なキャンセルは、ご負担いただくことがあります。
- ❖ 厚生労働大臣が定める基準により算定された額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、負担額を変更することがあります。
- ❖ その他社会情勢や著しい物価の変動等があった場合は、料金を変更することがあります。

表1

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)の利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注4) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注5) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注6) 入所施設利用者(20歳以上)は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」となります。